

車いすマークの駐車場の適正利用を図るため、2月から実施

「静岡県ゆずりあい駐車場事業」がはじまります

1. 利用証は「車いすマークの駐車場を必要としている」サイン

県では、公共施設やスーパーマーケットなどに設置されている車いすマークの駐車場の適正利用を図るため、「静岡県ゆずりあい駐車場事業」を実施します。対象者の申請に基づいて「利用証」を交付することで車いすマークの駐車場を必要としていることを周囲に理解していただくものです。

2. 利用証を交付できる方

静岡県内に居住または通勤等されている「歩行が困難」で、以下の状態の方

区 分	等 級	申請に必要な書類等	
身体障害者	視覚障害	1級～4級の1	身体障害者手帳
	聴覚障害	2級～3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由上肢	1級～2級の2	
	肢体不自由下肢	1級～4級	
	肢体不自由体幹	1級～3級	
	脳原上肢	1級～2級 (上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	脳原移動	1級～3級	
内部障害	1級～3級		
知的障害	A	療育手帳	
精神障害	1級	精神障害者保健福祉手帳	
高齢者	要介護度5～2	介護保険被保険者証	
難病患者	特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証 小慢性疾患受給者券	
妊産婦	妊娠7カ月～産後3カ月	母子健康手帳	

※交付基準など、詳しくはお問い合わせください。また、2月3日発行の県民だよりに事業概要が掲載されますのでご覧ください。

3. 利用方法について

対象者の状況に応じて、赤色・緑色どちらかの利用証が交付されますので、対象者が乗車する車両のルームミラーに掲げて駐車してください。

4. 利用上の注意点

利用証は駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方（これから利用証を取得する方、一時的なけがの方など）も、必要な場合にはゆずりあい駐車場を利用しますのでご承知おきください。介助者がいることで一般の駐車場の利用が可能な場合は、そちらをご利用ください。利用証を取得した方の間でも「ゆずりあい」をお願いします。

5. 利用証交付申出の方法など

申出日時 2月1日(金)以降の土日・祝日を除く午前8時15分から午後5時15分まで

申出窓口・問い合わせ先 福祉課福祉室 ☎(56)2224

申出方法 申出窓口にある申出書に記入し、必要書類と併せて窓口へ提出してください。

※本人による申出を原則としますが、ご本人の承諾を得たうえで代理人による申出も可能です。その場合には代理人の方の身分を証明できるもの（運転免許証、保険証等）をご持参ください。

必要書類 対象者ごとに異なります。上記2の表をご確認ください。



▲車いす常時利用者用(表面:赤色)



▲左記以外の歩行が困難な方用(表面:緑色)



かんとう みき
神東 美希さん
エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。昨年度は5代目「緑のふるさと協力隊」として活躍。現本町まちづくり観光協会勤務。愛媛県出身。

地域コーディネーター神東美希の

エコツアー日記

川根本町の魅力をPRする
エコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 本町まちづくり観光協会内 かんとう みき 神東美希 ☎ (59) 2746

川根本町で2度目の冬を迎えている私ですが、研修や講座に参加するために町外に出かけることが増えました。地域活性化のために活動している人たちと出会う度に刺激を受け、そこで得たことを何とかエコツアーの仕事に生かせないものかと試行錯誤しています。

最近、町外の人に「川根本町って本当にいいところですよね」と言われることが増えました。褒められることは素直にうれしいんですが、「どこがそんなにいいのかしら?」と疑問に思うことすらあります。

静岡といえば川根本町しか知らない私は、言わば井の中の蛙。ヨソ者感覚のつもりでも、気づかないうちにその感覚を失っているかもしれません。だからこそ、た

まには外から川根本町を眺めるのも大切なのです。

工コツアーだけに限ったことではありませんが、一番の課題は人材育成。現在活躍している会員さんは50～60代が主です。今後のエコツーリズム、ひいては町全体のことを考えたとき、後継者を育てていかなければ存続できません。トレッキングにしるかヌーにしる、少しずつ若い世代を巻き込んでいきたいと思っています。外に目が向いている若い世代を、どうやって内に引き込んでいくのか。「エコツアーに携わるとこんなに楽しいんだ。この町で暮らすのも悪くないな」と思ってもらえるような工夫。先輩も若者も、いろんな世代の人でエコツアーを盛り上げていく仕組みづくり。そのためには無償ボラ

ンティアではなく、きちんと報酬を支払えるようにすること。課題は数え上げればキリがありません。

何から手をつけてよいのやら、茫然としてしまいますが、それでも今動かないことには何も変わらないと思います。

工コツーリズムは地域を元気にするための手段のひとつです。「何か楽しいことがやりたい、この町を盛り上げたい」と思ったら、ぜひエコツアーにお声かけください。来る者拒まず、敷居の低い団体でありたいと願います。



本町ならでしか乗れない川根湖のカヤックも、この川根

“川根のみきてい”が綴る「ブログ版 川根本町エコツアー日記」もお楽しみに！ <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

福祉・見守りについて、理論的に理解できたと感想がありました 高齢者見守りネットワーク研修会を開催しました

本町では、高齢者の皆さまが、住み慣れた地域で安心した生活を送るための見守り体制をつくることを目的として「川根本町高齢者等見守りネットワーク推進事業」を実施しています。12月6日、その見守り協力者(企業や地域住民)として期待される73名が参加し、東海福祉専門学校校長山本伸晴氏から、高齢者を地域で見守ることの重要性や地域で支える意味などを学びました。



参加した皆さん

地域包括支援センター ☎ (56) 2225

確定申告する際はご注意ください！(関連記事「確定申告特集」10・11ページ)

介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者控除の適用と なることがあります！

介護保険の要介護認定を受けている場合、身体障害者手帳や療育手帳を持っていなくても、確定申告において障害者(特別障害者)控除の対象となることがあります。対象となるかは、毎年12月31日現在の自立度、認知度の程度によって決まります。

控除は、申請により町が発行する認定書を、確定申告の際に提出することで受けられます。前年に控除を受けられた方も、今回控除を希望する場合には再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

認定書の申請は福祉課または総合支所福祉介護室にて随時受付しています。ご不明な点はお問い合わせください。

福祉課・長寿介護室 ☎ (56) 2224 福祉介護室 ☎ (58) 7071